

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律をここに公布す
る。

御 名 御 璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(植物防疫法の一部改正)

第十九条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二号中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

内閣総理大臣
農林水産大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
財務大臣
環境大臣
林 大臣
塩崎 大臣
下村 大臣
麻生 大臣
安倍 大臣
望月 大臣
晋三 大臣
義夫 大臣
芳正 大臣
恭久 大臣
博文 大臣
太郎 大臣